

文部科学省における消費者教育 に関する取組（資料）

- ・ 新学習指導要領実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等のポイント・・・・ 2
- ・ 高等学校学習指導要領改訂のポイント・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 小・中学校における思考力・判断力・表現力等の育成
に係る指導の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ 新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容・・・・ 5
- ・ 学校教育における消費者教育の推進（イメージ図）・・・・ 6
- ・ 消費者教育推進事業（イメージ図）・・・・・・・・・・・・ 7

新学習指導要領 実施スケジュール

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	告示 周知・徹底	全面実施				
小学校	告示 周知・徹底	総則等 先行実施 算数、理科		全面実施		
中学校	告示 周知・徹底	総則等 先行実施 数学、理科			全面実施	
高等学校	告示 周知・徹底	先行実施			総則等	
					先行実施 (年次進行) 数学、理科	
		年次進行 で実施				

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で
明確になった
教育の理念を踏まえ、
「生きる力」を育成

知識・技能の習得と
思考力・判断力・表現力等
の育成のバランスを重視、
授業時数を増加

道徳教育や体育などの
充実により、豊かな心や
健やかな体を育成

2. 授業時数の増加

小学校

国語・社会・算数・理科・体育の授業
時数を10%程度増加
週当たりのコマ数を低学年で週2コマ、
中・高学年で週1コマ増加

中学校

国語・社会・数学・理科・外国語・保健
体育の授業時数を実質10%程度増加
週当たりのコマ数を各学年で週1コマ
増加

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

国語をはじめ各教科等で記録、説明、批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

国際的な通用性、内容の系統性の観点から指導内容を充実
(台形の面積(小・算数)、解の公式(中・数学)、イオン、遺伝の規則性、進化(中・理科))
反復(スパイラル)による指導、観察・実験、課題学習を充実(算数・数学、理科)

伝統や文化に関する教育の充実

ことわざ、古文・漢文の音読など古典に関する学習を充実(国語)
歴史教育(狩猟・採集の生活や国の形成、近現代史の重視等)、宗教、文化遺産(国宝、世界遺産等)
に関する学習を充実(社会)
そろばん、和楽器、唱歌、美術文化、和装の取扱いを重視(算数、音楽、美術、技術・家庭)
武道を必修化(保体/中1・2) 総合的な学習の時間の学習の例示として、地域の伝統と文化を追加(小)

道徳教育の充実

発達の段階に応じて指導内容を重点化
(人間としてしてはならないことをしない、きまりを守る(小)、社会の形成への参画(中) など)
体験活動を推進 先人の伝記、自然など児童生徒が感動する魅力的な教材を充実
道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実

体験活動の充実

発達の段階に応じ、集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動などを推進(特別活動等)

外国語教育の充実

小学校に外国語活動を導入、聞くこと、話すことを中心に指導(小5・6)
中学校では聞く・話す・読む・書く技能を総合的に充実
(語数を増加(900語程度まで 1200語程度)、教材の題材を充実)

重要事項

幼小連携を推進、幼稚園と家庭の連続性を配慮、預かり保育や子育て支援を推進(幼稚園)
環境、家族と家庭、消費者、食育、安全に関する学習を充実
情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
部活動の意義や留意点を規定
障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
「はどめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

高等学校学習指導要領の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で
明確になった
教育の理念を踏まえ、
「生きる力」を育成

知識・技能の習得と
思考力・判断力・表現力等
の育成のバランスを重視

道徳教育や体育などの
充実により、豊かな心や
健やかな体を育成

2. 卒業単位数、必履修科目、教育課程編成時の配慮事項等

卒業までに修得させる単位数は、現行どおり74単位以上
共通性と多様性のバランスを重視し、学習の基盤となる国語、数学、外国語に共通必履修科目を設定
するとともに、理科の科目履修の柔軟性を向上
週当たりの授業時数(全日制)は標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることを明確化
義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

国語をはじめ各教科等で批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

近年の新しい科学的知見に対応する観点から指導内容を刷新(例: 遺伝情報とタンパク質の合成、膨張する宇宙像)
統計に関する内容を必修化(数学「数学」)
知識・技能を活用する学習や探究する学習を重視(「課題学習」(数学)の導入、「数学活用」「理科課題研究」の新設等)
指導内容と日常生活や社会との関連を重視(「科学と人間生活」の新設)

伝統や文化に関する教育の充実

歴史教育(世界史における日本史の扱い、文化の学習を充実)、宗教に関する学習を充実(地理歴史、公民)
古典、武道、伝統音楽、美術文化、衣食住の歴史や文化に関する学習を充実(国語、保健体育、芸術
「音楽」、「美術」、家庭)

道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを規定
人間としての在り方生き方に関する学習を充実(公民「現代社会」、特別活動)

体験活動の充実

ボランティア活動などの社会奉仕、就業体験の充実(特別活動)
職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れることを明記

外国語教育の充実

高等学校で指導する標準的な単語数を1,300語から1,800語に増加
授業は英語で指導することを基本 (中学校、高等学校合わせて2,200語から3,000語に増加)

職業に関する教科・科目の改善

職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、地域産業を担う人材の
育成等、各種産業で求められる知識と技術、資質を育成する観点から科目の構成や内容を改善

重要事項

体育、食育、安全教育を充実
環境、消費者に関する学習を充実
情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
部活動の意義や留意点を規定
障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
「はじめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

小・中学校学習指導要領における思考力・判断力・表現力等の育成に係る指導に関する主な記述例

1. 小学校

国語

《第5学年及び6学年》

- ・ 資料を提示しながら説明や報告をしたり，それらを聞いて助言や提案をしたりすること。
- ・ 調べたことやまとめたことについて，討論などをする事。

社会

《指導計画の作成と内容の取扱い》

- ・ 各学校においては，地域の実態を生かし，児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに，観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。

算数

《指導計画の作成と内容の取扱い》

- ・ 思考力，判断力，表現力等を育成するため，各学年の内容の指導に当たっては，言葉，数，式，図，表，グラフを用いて考えたり，説明したり，互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること。

総合的な学習の時間

- ・ 自然体験やボランティア活動などの社会体験，ものづくり，生産活動などの体験活動，観察・実験，見学や調査，発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

2. 中学校

国語

《第3学年》

- ・ 関心のある事柄について批評する文章を書くこと。
- ・ 目的に応じて様々な文章などを集め，工夫して編集すること。
- ・ 物語や小説などを読んで批評すること。
- ・ 論説や報道などに盛り込まれた情報を比較して読むこと。

社会

《公民的分野》

- ・ 分野全体を通して，習得した知識を活用して，社会的事象について考えたことを説明させたり，自分の意見をまとめさせたりすることにより，思考力，判断力，表現力等を養うこと。また，考えさせる場合には，資料を読み取らせて解釈させたり，議論などを行って考えを深めさせたりするなどの工夫をすること。

新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

① 小学校<文部科学省平成20年3月告示>

(家庭科)

- ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること

② 中学校<文部科学省平成20年3月告示>

(社会科(公民))

- ・金融などの仕組みや働き
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政(消費者保護の例示として新設)

(技術・家庭科)

- ・自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること(新設)
(→ 消費者基本法, 消費生活センター, クーリング・オフ制度等)
- ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること
(→ 環境への配慮, 電子マネー等)

③ 高等学校<文部科学省平成21年3月告示>

(公民科)

- ・消費者に関する問題
(→ 消費者基本法, 消費者契約法, 多重債務問題, 製品事故等)

(家庭科)

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任
(→ 消費構造の変化, 消費行動の多様化 等)
- ・消費生活と生涯を見通した経済の計画(新設)
- ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題
(→ 多重債務問題等)
- ・消費者問題や消費者の自立と支援

学校教育における消費者教育の推進

平成22年度予算額 27,043千円(新規)

消費者教育推進のための核となる教員の養成のため、外部機関との連携を進め、教員の指導力向上のための講座等を実施することなどにより、学校における消費者教育の推進を図る

文 部 科 学 省

連携・協力

調査結果や事例の活用

生涯学習政策局

- ・国内外の取組事例の調査
- ・学校の取組の参考となる事例集の作成 等

初等中等教育局

消費者教育中央説明会
関係省庁・団体等の協力を得ながら学校における消費者教育の推進方策に関する説明会を開催

消費者教育指導者養成講座

- ・講座の実施内容の提案
- ・講師の派遣

連携・協力

消費者庁

- ・消費者行政の司令塔(関係省庁との連絡)
- ・体系的な教材の開発

指導・助言

成果の報告

教育委員会

消費者教育指導者養成講座

- ・各地域の実情に応じた課題を設定し、講座を企画・運営
- ・参加者への意識調査の実施など、講座の評価を工夫
- ・講座の実施内容の周知を工夫

教材の配布・活用

事例集の配布・活用



成果の活用

学 校

- ・外部講師を活用した実践的な授業の実施
- ・各教科等の連携を図った指導計画の作成

講師の派遣

国民生活センター

- ・消費者教育専門家の派遣(出前授業の実施)
- ・市民講師の育成



学校における消費者教育の充実

【背景】消費者庁関連3法の審議において、消費者安全法に消費者教育が盛り込まれるとともに、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、推進体制を整備するとの附帯決議がなされた。

【現状】学校教育及び社会教育において消費者教育が行われているが、その効果が十分ではないという指摘がある。

習得した知識が具体的な行動に結びつくような消費者教育の内容及び方法について、地域の関係団体等と連携した実証的な調査研究を行い、その成果を広く普及することにより、**消費者教育のより一層の充実**を図る。

【事業】

消費者教育推進委員会の開催

教育指針案の作成
効果的な内容及び方法の検討

国内外の取組調査

諸外国の取組事例の収集
国内の取組事例の収集

試行的実施による効果検証

- ・消費者被害の状況から特に取組が必要な対象層(大学生、中高年女性)への効果的な内容及び方法を検討するため、試行的実施を行い効果を検証
- ・効果検証に関しては、消費者教育推進委員会において指標を検討し、参加者等へのアンケート調査を実施

大学における試行
(6か所)

連絡協議会の開催

大学生を対象に
試行(効果検証)

- (例)
- ・消費生活センター等の他機関と連携した公開講座の実施
 - ・全教職員に対する研修
 - ・学内一斉メール等を活用した定期的な情報提供 等

女性団体等における試行
(6か所)

連絡協議会の開催

中高年女性を対象
に試行(効果検証)

- (例)
- ・女性学級・女性関連施設等を活用した連続講座
 - ・対象を限定した啓発資料提供
 - ・消費生活センターのない地域での相談窓口の設置 等

連携

消費生活センター・行政等との連携

連携

大学社会教育における教育指針の作成

- (例)
- ・社会教育【関心の薄い層に対する情報提供の仕組みの構築等
 - ・大学【高校のキャリアプログラムとの連動、最新情報の周知の仕組み等

研究成果の還元

教育関係者等を対象とした研究協議会の開催
事例集の作成配付